

核酸アナログ製剤治療費助成の更新申請に係る診断書の簡素化について

1. 趣旨

○肝炎医療費助成に係る核酸アナログ製剤による治療費助成の更新手続きについては、従来より手続きの簡素化が求められてきたが、更新を行う多くの患者において治療内容(製剤)の変化がないことを踏まえ、国の要綱において平成28年度より、以下のとおり簡素化が図られた。

2. 国要綱の改正点

- 国の要綱では、更新申請の添付書類について、診断書以外の添付でも可となった。
- これらの添付書類は、直近の認定・更新時以降(1年以内)に作成されたものとなった。

診断書の場合

(別紙様式例2-8)

(別紙様式例2-8)

肝炎 核酸アナログ製剤治療の更新申請に係る診断書

直近の認定・更新時以降に
検査された内容を記載

フリガナ	性別	生年月日(年齢)
検査所見	前回申請時データ (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)	直近の認定・更新時以降のデータ (検査日: 平成 年 月 日) (該当する方を○で囲む。)
1. B型肝炎ウイルス マーカー (1) HBs抗原 HBe抗原 HBe抗体 (2) HBV-DNA定量	(+/-) (+/-) (+/-) _____(単位: _____、測定法: _____) (検査日: 平成 年 月 日)	(+/-) (+/-) (+/-) _____(単位: _____、測定法: _____) (検査日: 平成 年 月 日)
2. 血液検査 AST ALT 血小板数	_____(単位: _____、測定法: _____) (検査日: 平成 年 月 日)	_____(単位: _____、測定法: _____) (検査日: 平成 年 月 日)
3. 画像診断及び肝生 検などの所見 (具体的に 記載)	_____(検査日: 平成 年 月 日)	_____(検査日: 平成 年 月 日)

診断書の
有効期間
は削除

(注)

1. 記載内容の有効期間は、記載日から起算して2か月以内です。
2. 更新時直近データは記載日から3か月以内の資料に基づいて記載してください。
3. 前回申請時データが不明の場合は、前回申請時以降の確認できる範囲内のもっとも古いデータを記載してください。
4. 直近の認定・更新時以降のデータは記載日前1年以内の検査日のデータに基づいて記載してください。
なお、複数存在する場合は、より直近のデータで記載してください。
5. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

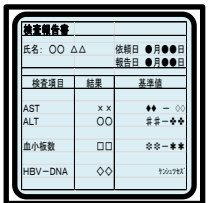
診断書以外の場合

新設

診断書の代わりに、

- (a)検査内容(血液検査結果等)が分かる資料
 - (b)受けている治療内容が分かる資料
- の添付でも可とする。

(a)の例;検査結果報告書の写し、
健診・人間ドックの結果の写し 等



検査項目	結果	基準値
AST	xx	◆◆ - ○○
ALT	○○	◆◆ - ○○
血小板数	□□	◆◆ - ◆◆
HBV-DNA	◇◇	1.0/10 ⁵



(b)の例;お薬手帳の写し、
薬剤情報提供書の写し 等



※(a)(b)とも、直近の認定・更新時以降の日付で発行されたものであること

3. 想定される問題点

○血液検査(AST、ALT、血小板)の結果は特定健診等で受診者に文書で返されるので確認できるが、B型肝炎ウイルスマーカーの結果や画像診断等所見は、通常は本人への口頭説明のみで文書で返されないことが多い。



不足する画像検査結果把握のために、医師の診断書(もしくは診療情報提供書)作成が必要な場合がある。

○検診等の結果では、治療医(もしくは診断書記載医師)が治療継続のために確認している検査結果とは異なるものとなる。審査の資料としてどう取り扱うべきか。



国のQ&Aでは、判断は県に任されている。

●患者手帳等、県で様式を指定して日々の検査結果を医師に記入してもらって、それを資料として利用する方法でないと診断書なしでの申請は実現できない恐れがある。

4. 高知県での対応について(協議事項)

(1)核酸アナログ更新申請時の診断書以外の提出資料について

- ・診断書の作成が不要となるよう、患者手帳等の県の様式を作成して高知県でも認めることでよいか
※診断書と同じ形の検査結果記入欄、薬局で出されるお薬手帳用の紙を貼る場所を12かけ月分用意したもの
- ・認める場合、検査等の結果は治療医療機関で確認されたものに限定してよいか

(2)核酸アナログ更新審査時の審査委員への添付書類について(診断書以外の資料提出を認める場合)

- ・新規申請時の診断書(もしくは前回更新時の診断書)、診断書以外の提出書類、と書類が複数枚になるが、審査書類として添付するのは以下のどちらが良いか
 - a. 原本まま提出(1人分が複数枚となる)
 - b. 健康対策課で検査結果等を1枚に転記したものを作成し提出